

機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン（案）の概要

I. 総則

- 機械式立体駐車場において発生した重大事故等の再発防止の観点から、関係主体において早期に取り組むべき安全対策を提示
- 駐車場法の適用対象となる路外駐車場に対して要請するほか、路外駐車場以外に対しても推奨
- 製造者、設置者、管理者、利用者の各主体がそれぞれ真摯に協力して安全確保と安全利用に取り組むことが重要（多重安全） 等

II. 製造者の取組

- 装置内への利用者以外の立ち入りを防止するための閉鎖性の確保（前面ゲートや柵の設置等）
- 装置の稼動状況等に対する視認性の確保（操作盤の位置、モニター設置等）
- 安全性に配慮した操作方法（安全確認ボタン、緊急停止ボタン等）
- 人の転落、転倒等を防止するための開口部、障害物等の除去
- 装置のインターロック機能の確保
- 非常時を想定した構造・設備の確保（退避場所、非常用脱出口等）
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等 等

III. 設置者の取組

- II. の要件を満たす装置の使用
- 装置内への利用者以外の立ち入りを防止するための閉鎖性の確保（柵の設置等）
- 入出庫時の不要な人の立ち入りの抑止（子供の待機場所、荷物の積み下ろし場所等の確保）
- 夜間の視認性の確保（照明設備の設置）
- 残留リスク及び適正な使用方法に関する説明、注意喚起等 等

IV. 管理者の取組

- 利用者に対する操作方法等に関する書面説明等の徹底
- 装置の安全確保のための維持保全、専門技術者による定期的な点検の実施
- 事故等発生時の対処
- 管理責任者の選任・明示及び実施方法等に関する文書作成・閲覧 等

V. 利用者の取組

- 装置の危険性を再認識した上での利用
- 他人の鍵、ボタン押し補助器具等の使用禁止
- 装置内の無人確認の徹底
- 運転者以外の乗降室外での乗降、やむを得ず同乗者が立ち入る場合の退出確認の徹底 等